

指名停止措置について

公正取引委員会が、令和4年2月25日に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたと発表した警備会社に対し、次の通り指名停止措置を行いました。

■ 内 容 1 指名停止業者

北関東総合警備保障株式会社
ALSOK群馬株式会社
株式会社シムックス
国際警備株式会社
ケービックス株式会社
東朋産業株式会社
セコム上信越株式会社

2 指名停止期間

令和4年3月1日 ～ 令和4年5月31日 （3箇月間）



【問い合わせ】
総務部契約検査課契約担当
担当 戸部
TEL 0277-46-1111（内線551）